

市営住宅

入居申込案内

令和7年 10 月

安曇野市

【お申込みされる皆さまへ（お願い）】

●市営住宅へお申込みされる前に、必ずご確認ください。

【入居要件を満たしていますか。】

※3ページの「3・4」を参照

【連帯保証人になっていただく方の承諾を得られる見込みはありますか。】

※8ページの「8」を参照

【期限までに書類を揃えることができますか。】

※3ページの「1」を参照

○ 入居資格

申込書類審査の際、市区町村税の滞納があるため、申込みを取り消すケースが増えています。申込みをする際は、市区町村税の滞納がないことを再度確認の上、書類を提出いただくようお願いします。

○ 連帯保証人

入居決定者（複数応募の場合は抽選にて当選された方）でも、条例で規定する期日までに入居誓約書（連帯保証人2名必要）をご提出いただけない場合は、入居決定の取消しとなります。申込前に連帯保証人をお願いする方に内諾をいただいております。

※法人による入居保証制度の利用をもって、連帯保証人の1人とみなします。

（8ページ参照）

○ 敷金

入居前に納付いただきます。金額は当初決定家賃の3ヶ月分です。

募 集 団 地

【募集期間】 令和7年10月10日（金）～ 10月21日（火） ※土日祝を除く

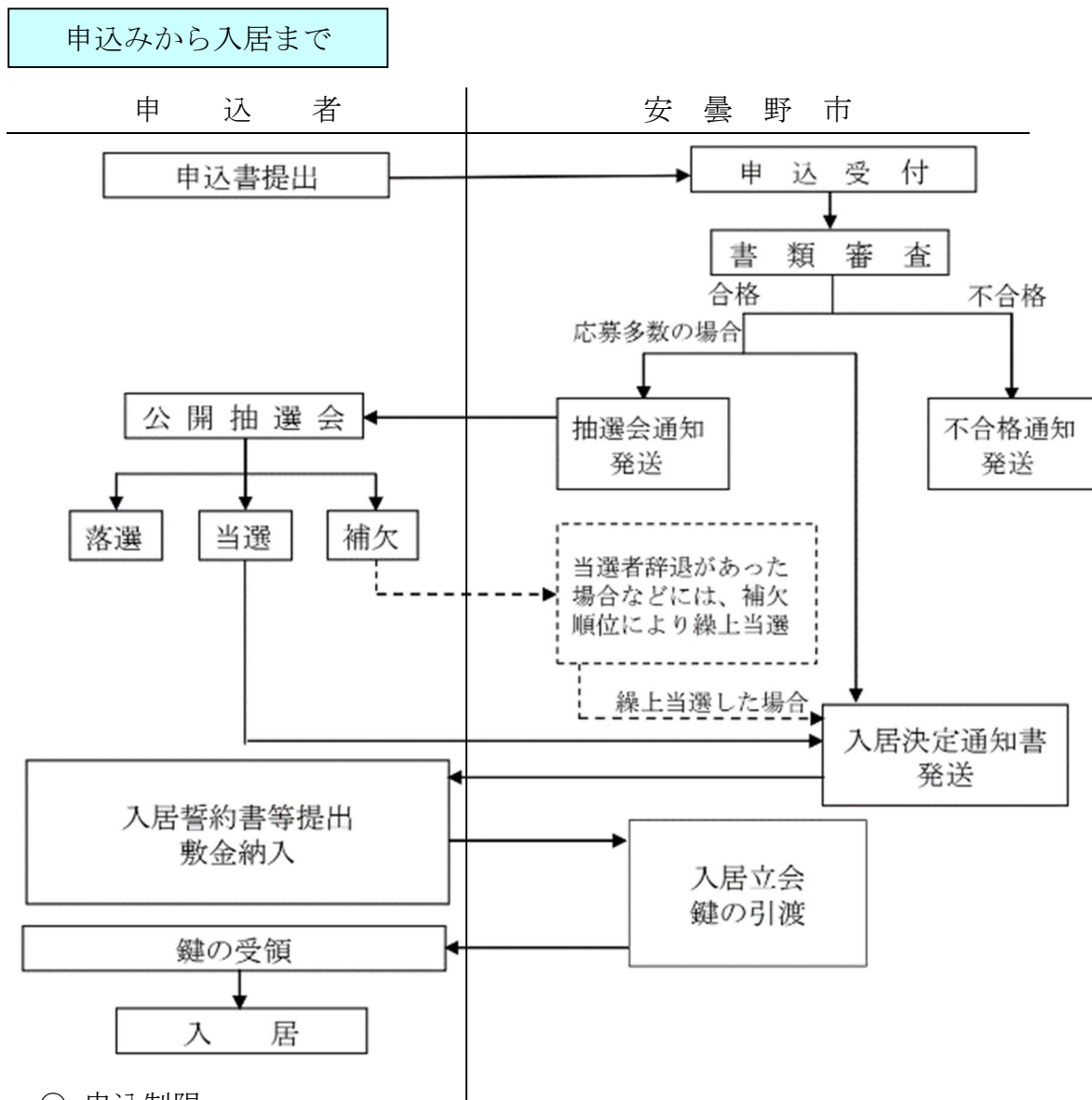
団地名 所在地	間取り 階 数	募集 戸数	単身 入居	建築年 構 造	家賃月額 (円)	駐車場 (1台当月額)	備 考
追分団地 穂高 北穂高	2DK 1階	1戸	可	H14 耐火構造 二階建	15,200円～ 22,600円	2,090円	・共益費あり（入居時・月額） ・LPガス ・下水道
一日市場団地 三郷 明盛	2LDK (マイネット)	1戸	不可	H8 木造 二階建	17,000円～ 25,300円	無料	・共益費あり（年額） ・給湯は風呂のみ ・LPガス ・下水道
ファミリー 柳瀬団地 明科 中川手	3DK 2階 2LDK 3階	1戸 1戸	不可	H13 RC造 三階建	21,500円～ 32,000円	1,570円	・共益費あり（月額） ・合併浄化槽 ・LPガス（集合） ・風呂追焚き機能なし ・床暖房、浴室乾燥機能あり

※ 家賃は収入に応じて決定します。

※ 駐車場は、原則1戸につき1台です。2台以上希望の場合は応相談。

※ このほかに、地域の区への加入により区費等の負担が必要となる場合があります。

※ いずれも、清掃活動・除草作業・除雪作業等、自治会活動として協力をお願いしています。



○ 申込制限

申込みは、1世帯につき1団地1戸に限ります。

○ ペット

犬猫等ペットの飼育に関して一切許可しておりません。

○ 事前見学

募集团地の室内見学は行っておりません。

○ 入居取消・明渡し

申込者及び同居する親族が暴力団員であるか否かの確認のため安曇野警察署に照会します。暴力団員であることが判明した場合は、申込みを取り消します。

入居後、虚偽等の不正による申込みが判明した場合は入居決定を取り消し、速やかに当該市営住宅を明け渡していただきます。

○ 自治会等

入居に際しては、団地の「自治会」、地域の「区」へ加入いただきます。

○ 駐車場

駐車場の区画は各団地、原則1台となっています。

- 1. 募集期間** 令和7年10月10日（金）から 10月21日（火）まで
※ 土日祝日を除く平日のみ
※ 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
- 2. 受付場所** 安曇野市役所 都市建設部 建築住宅課住宅係（2階 15番窓口）
〒399-8281 安曇野市豊科 6000番地
電話 0263-71-2245（直通）
※ 申込書を郵送で提出する場合や入居予定者以外の方が提出される場合は、事前にご相談ください。

3. 入居資格

市営住宅は、一定基準の収入以下で、住宅に困窮している方への賃貸を目的に建設されています。そのため、次の要件を全て満たしていることが条件になります。

① 市内に住所又は勤務場所を有すること

※外国人住民の方は、中長期在留者として「在留カード」を、特別永住者として「特別永住者証明書」の交付を受けていること。

※事業所が市外に存在し、営業・派遣等で一時的に市内の現場に勤務している方は申込みできません。

② 市区町村税の滞納がないこと（住民税、固定資産税、軽自動車税等）

③ 現に同居し、又は同居しようとする親族があること※「4. 単身者入居資格」に該当する場合を除く（婚約者も含む。ただし、入居後3ヶ月以内に同居することが必要となります）

④ 現に住宅に困っていることが明らかであること（持家のある方は原則不可）

⑤ 収入が入居の申込み時点で、公営住宅法で定める基準内であること（7ページ参照）

⑥ 申込者及び同居予定者が暴力団員ではないこと

※連帯保証人等（8ページ参照）で不備があった場合は、入居決定を取り消すことがあります。

4. 単身者入居資格（※2K・2DKの市営住宅に限る。）

上記3の入居資格③以外の全てに該当し、単身でも自活が可能で、かつ、次のいずれかに該当する場合は、同居親族がいなくても申し込むことができます。

- ・ 高齢者や障がい者、生活保護法に規定する被保護者の方のほか、特に居住の安定を図る必要がある方（自活可能な方に限られます。）

※ 安曇野市営住宅条例の規定による。

5. 入居者抽選会 ※実施の場合には改めて通知します。

開催日 令和7年11月4日(火)午後

会場 安曇野市役所(本庁舎)

3階 共用会議室 306

※開始時間(別途通知)までに集合されない場合は棄権とみなします。また、会場は変更となる場合があります。



6. 入居可能予定日 令和7年12月1日(金)

※家賃の発生する日

7. 入居申込みに必要な書類

※入居申込者及び同居予定者以外の方が入居申込書類を提出する場合は、委任状が必要となります。

・全員提出が必要な書類

提出対象者	提出書類	書類の説明等	発行場所等(参考)
全員 (必須)	市営住宅入居申込書	・窓口に備え付けてあります。 (申込者の自署が必要)	市役所建築住宅課 各支所地域担当の窓口
	同意書	・窓口に備え付けてあります。 (申込者の自署、捺印が必要)	市役所建築住宅課 各支所地域担当の窓口
全員 (省略可能)	住民票(発行日から <u>3ヶ月以内</u> のもの) ※マイナンバーにより省略可	・入居予定世帯全員の記載があるもの (結婚予定で申し込む場合は、双方分) ※本籍、続柄(外国人の場合は国籍、在留資格)が記載されていること。	市役所市民課 各支所地域担当の窓口
	所得・課税・扶養証明書 ※マイナンバー・同意書により省略可	・入居予定者のうち、16歳以上の方全員分(ただし、高校生を除く。) ・最新のもの(令和7年度証明(令和6年の収入))(令和7年1月1日時点の住所地の役所で発行されます。)	市役所税務課 各支所地域担当の税務・会計窓口
	市税の滞納がない証明書 ※同意書により安曇野市発行分は省略可	・入居申込者本人の市区町村税(住民税・固定資産税・軽自動車税等)について ※市営住宅入居申込書提出日から遡って、過去2年間に転入、転出があった場合は、 <u>全ての住所地の役所で取得する必要があります。</u> ※発行する市区町村によって様式・名称が違います。	市役所収納課 各支所地域担当の窓口
全員 (2月募集のとき)	源泉徴収票等 前年(令和6年)1年間の収入がわかる書類	・入居予定者のうち、前年に収入があった方	勤務先・年金事務所等

・ 該当者が提出する書類

提出 対象者	提出書類	発行場所等（参考）
単身申込者	戸籍謄本	市区町村戸籍担当窓口 ※ 請求方法は各市区町村へ お問い合わせください。
障害者手帳等所持者	障害者手帳等（写し）	
生活保護受給者	生活保護受給証明書 ※マイナンバーにより省略可	市役所福祉課
ひとり親の方	母子等の証明 ※証明書の発行までに数日かかります。 ※福祉医療受給者証、児童扶養手当受給者証等でも 可	市役所子ども家庭支援課
申込時点で退職し、無 職の方	雇用保険受給資格者証 離職票 退職証明書等	ハローワーク又は前勤務地等 （証明書の様式は市役所建築住 宅課にあります。）
市外在住者 （勤務先が安曇野市）	勤務証明書 ※源泉徴収票でも可	勤務先 （証明書の様式は市役所建築住 宅課にあります。）
婚約中の方	婚約証明書（双方の親族と連署のもの） ※入居後3ヶ月以内に同居する必要あり	証明書の様式は市役所建築住宅 課にあります。
離婚調停・控訴係争中 の方	事件係属証明書	裁判所
その他	その他	居住の安定を図る必要がある ことの証明等、入居資格審査 に必要な場合に提出をお願い する場合があります。

< 注意事項 >

各種提出書類について、遠隔地の役所等での取得が必要な方は、申込みの締切りに間に合うように書類請求してください。

申込みの締切りに間に合わない場合は、いかなる理由がありましても受付出来ません。

ー 入居申込書にマイナンバーをご記入いただく際の本人確認について ー

入居申込書にマイナンバーをご記入いただくことで提出書類の一部が省略可能です。（省略するのに同意書の提出が必要な書類もあります。）

マイナンバーが記載された入居申込書をご提出いただく場合には、提出者の本人確認と記載されているマイナンバーの確認が必要となります。下記の書類をお持ちください。

提示書類	提示対象者等	提示書類
マイナンバーが記載された公的な確認書類 (マイナンバー確認用)	入居予定者全員分	「マイナンバーカード」、「※1 通知カード」、「マイナンバーが記載された住民票（写しでも可）」、「マイナンバーが記載された住民票記載事項証明書」
提出者の身元確認書類	書類提出者 (来庁された方)	1点で身元確認を行う場合（顔写真あり） 「マイナンバーカード」、「運転免許証」、「パスポート」、「身体障害者手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」、「療育手帳」、「在留カード」、「特別永住者証明書」等のうち1点
		2点で身元確認を行う場合（顔写真なし） 「被保険者証」、「年金手帳」、「保険医療機関等の診察券」、「児童扶養手当証」、「年金証書」、「金融機関等が交付したキャッシュカード」、「金融機関等が交付した通帳」等のうち2点

※1 「通知カード」は令和2年5月25日までに交付、再交付、記載変更を行ったものに限り
ます。次の場合は番号確認書類として利用できません。

- ・令和2年5月25日までに改姓や転居等があり、通知カードの記載の変更手続きを行っていない場合
- ・令和2年5月25日以後、改姓や転居等により通知カードの記載事項に変更があった場合

収入認定計算表

控除の種類		控除の内容及び金額	(円)(最大)	人数	金額
イ	給与所得者 年金所得者	入居者または同居者で給与または年金収入がある者。ただし、その所得が10万円未満のときはその所得額のみ控除	※ 100,000		円
ロ	親族控除	同居する親族、同一生計配偶者、別居の扶養親族（所得税法上の扶養控除対象者であること）	380,000		円
ハ	老人控除対象配偶者	70歳以上の同一生計配偶者（所得税法上の扶養控除対象者）	100,000		円
	老人扶養親族	70歳以上の扶養親族（配偶者は除く）（所得税法上の扶養控除対象者）	100,000		円
ニ	特定扶養親族	扶養親族のうち16歳以上23歳未満の者（所得税法上の扶養控除対象者）	250,000		円
ホ	障がい者	入居者又は同居者、同一生計配偶者、別居の扶養親族（所得税法上の扶養控除対象者）で障がい者手帳を取得している者	270,000		円
	特別障がい者	上記のものが特別障がい者である場合	400,000		円
ヘ	寡婦	入居者または同居者が寡婦のとき。ただし、その所得金額からイ（10万）を控除した残額が27万未満の時はその額	※ 270,000		円
ト	ひとり親	入居者または同居者が扶養する子のいるひとり親のとき。ただし、その所得金額からイ（10万）を控除した残額が35万円未満のときはその額	※ 350,000		円
※は所得により該当する額を控除します。					(A)
計					

世帯の所得金額 (B)		控除合計金額 (A)		世帯の年間総所得 (C)	
申込者の所得金額	同居者の所得金額				
		+	-	=	
世帯の年間総所得 (C)		世帯の所得月額		入居申し込み可能上限額	
				≤ 158,000円 ≤ 214,000円	
				※裁量世帯の場合	

※ 裁量階層世帯とは、以下のいずれかに該当する世帯です。

1. 1級から4級までの身体障害者手帳の交付を受けている方を含む世帯
2. 1級・2級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方を含む世帯
3. 重度から中程度の療育手帳の交付を受けている方を含む世帯
4. 小学校就学前の子供がいる子育て世帯
5. 申込者が60歳以上であり、かつ、同居者のいずれかが60歳以上又は18歳未満の世帯
6. 原子爆弾被爆者、海外からの引揚者、戦傷病者等の方を含む世帯(細かい規定があります)

8. 入居前に必要な手続き

入居決定後、入居決定書の交付を受けてから2週間以内に以下の手続きが必要となります。

①入居誓約書の提出

■添付書類（入居者本人）

・印鑑登録証明書 1通

■添付書類（連帯保証人 2名）

・印鑑登録証明書 1通

・所得・課税・扶養証明書 1通

・住民票（個人） 1通

・市税の滞納がない証明書 1通

☆ 市区町村税（住民税・固定資産税・軽自動車税等）について滞納がないことを証明する書類。発行市区町村によって様式・名称が違います。

入居誓約書提出日から遡って過去2年以内に連帯保証人の転入・転出があった場合には全ての住所地の滞納がない証明が必要となります。

※ 連帯保証人は2人で、次の要件が必要です。

（1）未成年者でなく、おおむね65歳以下であること。

（2）成年被後見人又は被保佐人でないこと。

（3）独立の生計を営み、所得額でおおむね150万円以上あること。

（4）安曇野市内に住所を有すること。ただし、保証人のうち1人は市長の許可を得て市外の者を充てることも可能。

（5）市区町村税の滞納がないこと。

○保証の極度額 滞納家賃等に係る保証：入居時における家賃（駐車場料金含む）の3月分に相当する額まで

原状回復に係る保証：10万円まで

○法人による入居保証制度の利用をもって、連帯保証人の1人とみなします。

※ 詳しくは、安曇野市社会福祉協議会 まいさぼ安曇野（Tel0263-88-8707）へお問い合わせください。

②敷金（当初家賃の3ヶ月分）

納入通知書をお渡ししますので、指定日までにお支払下さい。

※注意※ 入居誓約書の提出、敷金の納入の確認ができずと部屋のカギをお渡しできません。また、**連帯保証人等で不備があった場合、入居決定を取り消すことがあります。**

9. その他

（1）家賃は、毎年の収入申告に基づき翌年度分を決定する為、増減する場合があります。

（2）市営住宅は、さまざまな方が入居する集合住宅です。ペットの飼育禁止等、お互いの快適な団地生活のためのルールがあることをご理解のうえ、お申し込みください。

下記の文書が入居誓約書の写しとともに連帯保証人に送付されますのでご承知おき下さい。

様式第5号の2（第5条関係）

第 号
年 月 日

連帯保証人

様

安曇野市長



市営住宅入居に伴う連帯保証人の承諾について

年 月 日に提出された入居誓約書に基づき、安曇野市は 様を
様が市営住宅 団地・第 号に入居される際の連帯保証人として承諾することを通知いたします。

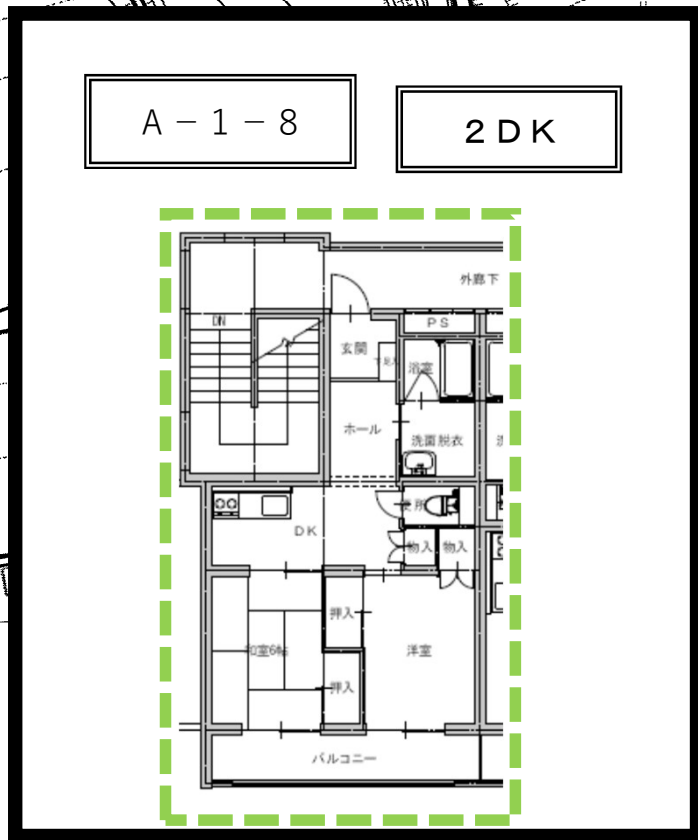
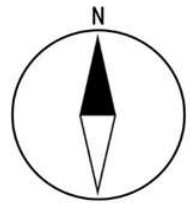
つきましては、 様が退去されるまでの間、入居時に誓約された事項について生じた一切の債務を連帯保証していただくものとします。

下記に連帯保証人に協力いただく、又は債務を負担していただく可能性のある事例を記載しますので、ご一読ください。

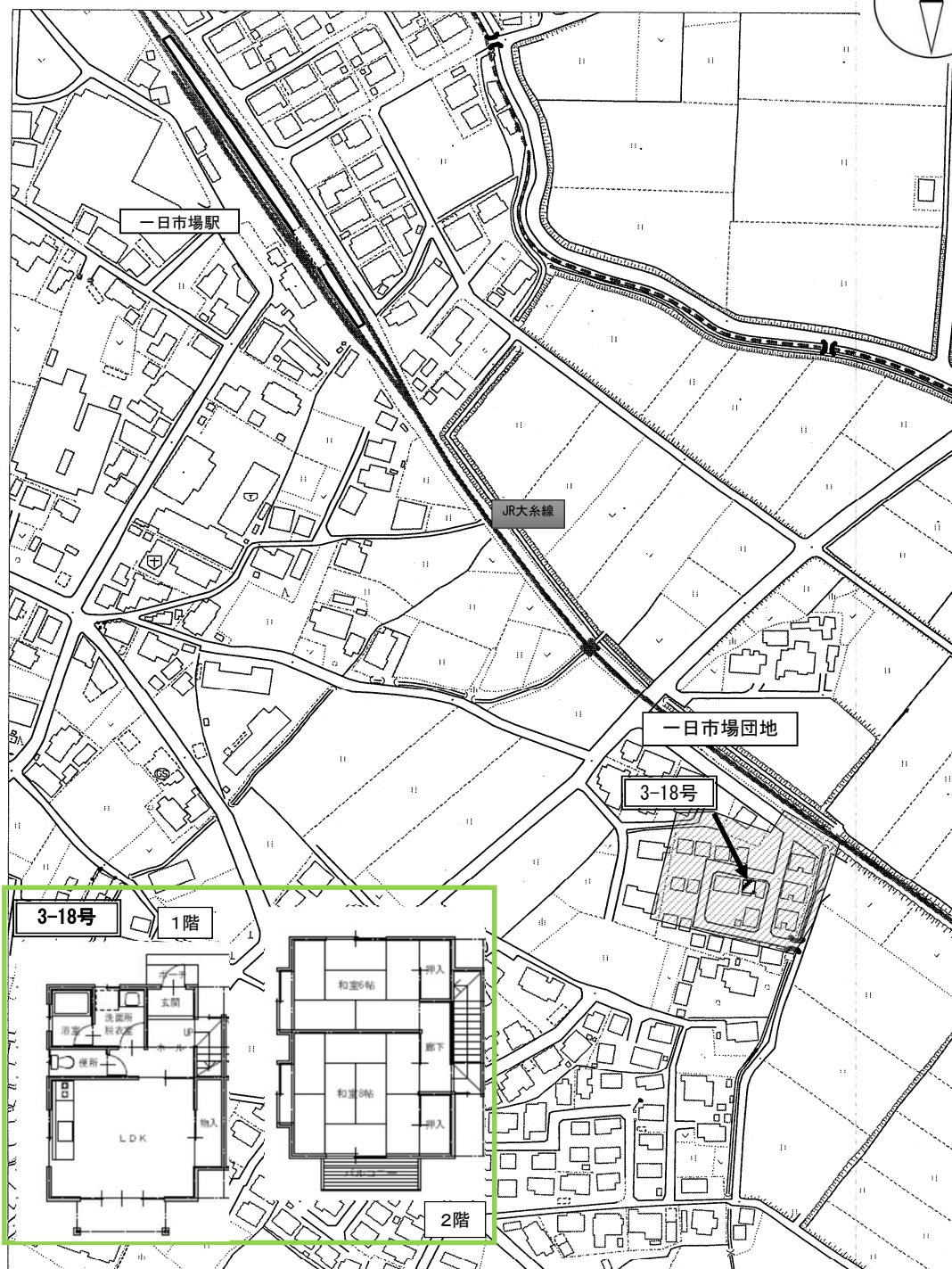
記

- 1 入居者が何らかの事情により家賃（月額 円）、駐車場使用料（月額 円）を3月以上滞納した場合は、入居者に対する督促に協力するとともに、本人から納入がない場合には、代わりに滞納家賃を納入すること。
※家賃は入居者の所得により、変動することがあります。また、駐車場使用料は駐車台数により変動することがあります。
- 2 入居者が市に無断で退去した場合は、入居者の代わりに退去修繕（畳の取替え等）を実施するほか、置き去り品等については責任を持って引き取ること。
- 3 その他、入居者又は同居者が安曇野市営住宅条例に反し、市若しくは近隣入居者等に著しく迷惑を掛けた場合は、必要に応じ市と協力の上解決を図るとともに、損害が生じた場合はその補償を行うこと。
- 4 連帯保証人は、入居誓約書に定めのない事項や記載内容の解釈について、疑義が生じた場合には、民法、公営住宅法、安曇野市営住宅条例その他の関係法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決に協力すること。

追分団地 位置図



一日市場団地 位置図



ファミリー柳瀬団地 位置図

